第１章　総　　則

第１節　目　　的

この計画は、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、府中市全域において発生が想定されるあらゆる地震災害及び南海トラフ地震に対処するため、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに、住民の役割を明らかにし、各種災害対策を迅速、的確かつ総合的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第２節　基本方針

１　この計画は、災害対策基本法第42条の規定により作成している「府中市地域防災計画」の震災対策編とする。

なお、本編において、基本編と内容が重複する計画は、基本編を準用することとした。

２　この計画は、平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災や平成２３年３月に発生した東日本大震災などの近年の大規模災害の経験を踏まえ、防災の時間経過に応じて、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画の基本的事項を定め、地震災害対策を総合的に推進していくものである。

３　この計画に基づき、各課等は、細部の実施計画等を定め、その具体的推進に努める。

４　この計画は、防災関係機関の地震災害対策の推進状況に応じて、必要な修正を行う。

第３節　防災業務実施上の基本原則

基本編第１章第３節「防災業務実施上の基本原則」を準用する。

第４節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

基本編第１章第４節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第５節　府中市の地勢の概況

基本編第１章第５節「府中市の概要」に定めるとおりであるが、本節では活断層及び本県に発生した地震について定めるものとする。

第１　活断層

断層とは、ある面を境に両側のずれ（食い違い）のみられる地質現象をいい、その中で、地質時代でいう第４紀（約170万年前から現在の間）において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層という。

活断層は、地震の発生源となり得る断層であり、阪神・淡路大震災の震源として注目されたように今日では、地震予知の観点から活断層の存在は特に重要視され、各地域でその認定作業や活動履歴調査等が進められつつある。

一方で、平成12年（2000年）鳥取県西部地震のように、活断層が確認されていない地域においても直下の地震が発生する可能性は否定できない。

第２　府中市周辺の活断層

広島県地震被害想定調査報告書（平成25年度見直し）によると、広島県に影響を及ぼす断層には、地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」に含まれる中央構造線断層帯、五日市断層帯、岩国断層帯、長者ヶ原断層帯があり、ひとたび発生すれば、局地的な激震が発生し、特に、中央構造線（石鎚山脈北縁）及び長者ヶ原の活断層による地震が発生した場合には、県内でも東部地域での影響が大きいとされている。

地震断層の長さと地震規模には、相関が認められており、マグニチュード７以上の大規模な地震では、断層系としてかなり長い。また、これまでの直下型地震のうち濃尾地震、福井地震、鳥取地震、兵庫県南部地震をみると、激震域（震度７）の範囲は地震断層の近傍に分布することが多く、その形状と広さは、むしろ軟弱な地盤である沖積地など第４紀層の分布状況に強く影響されることがわかっている。

＜活断層＞

断　　層　　名	長　さ（km）	一般走行	端部の位置 緯度、経度	傾　　斜
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	約130	N70°E	東端　34°10′、134°39′	北傾斜 30-40°
石鎚山脈北縁	約30	N70°E	東端　34°58′、133°25′	高角度
石鎚山脈北縁西部－伊予灘	約130	N70°E	東端　34°56′、133°14′	高角度 北傾斜
五日市断層	約20	N20°E	北端　34°29′、134°23′	高角 （西傾斜）
己斐－広島県西縁断層帯(M6.5)	約10	N20°E	北端　34°27′、134°27′	ほぼ垂直
岩国断層帯	約44	N60°E	北東端　34°15′、134°13′	高角 北西傾斜
安芸灘断層群(主部)	約21	N50°E	北東端　34°07′、134°25′	不明

安芸灘断層群(広島湾－岩国沖断層帯)	約37	N30°E	北東端　34°19′、134°24′	不明
長者ヶ原断層－芳井断層	約37	N43°E	東端　34°40′、134°29′	北傾斜 80° (断層露頭)
どこでも起こりうる直下の地震	－	N45°E	市町役場位置に断層中心	－

（注）　１　「広島県地震被害想定調査報告書(H25.10)」より引用

　　２　「一般走行」におけるＥ・Ｗ・Ｓ・Ｎは東・西・南・北を意味する。

第３　広島県に被害を及ぼした主な地震

広島県に被害を及ぼした主な地震と被害状況は、資料編に掲げるとおりである。

これによると、「宝永地震」（1707年）「安政南海地震」（1854年）が、マグニチュード８以上を記録しており、昭和に入ってからは昭和21年（1946年）に南海道沖で発生した南海地震は8.0を記録している。

資料編　○過去の主な地震と被害状況　　Ｐ.584

第６節　被害想定

県は、平成７年度～８年度にかけて地震防災対策を的確に実施する上での基礎資料とするとともに、県民の地震に対する防災意識の高揚に活用するため、広島県地震被害想定調査を実施し、平成２５年度に見直しを行った。

なお、本調査は、最新の科学的知見や、本県の社会状況の変化を反映して、広島県において想定しうる最大クラスの地震・津波が発生した場合の被害を想定したものである。

第１　調査手法の概要

県は、本調査では内閣府の「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が、東日本大震災の被害実態等、最新の科学的知見に基づき示した被害想定手法を参考に、次の手順で被害を想定した。

１　被害想定手法及び前提条件の検討

２　自然状況や社会状況データの収集・整理

３　被害量の算定

第２　想定地震

県は、被害想定を行う上での想定地震は、過去の被害地震や活断層調査結果を踏まえ、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震を11ケース。また、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震により地震被害想定を行う場合、震源から離れた自治体では比較的軽微な被害にしかならないことがあることから県内23の各市町役場の所在地に震源位置を仮定した「どこでも起こりうる直下の地震」を選定した。

地震名	地震タイプ	長さ	幅	上端深さ	マグニチュード※1	今後30年以内の発生確率
南海トラフ巨大地震	プレート間	－	－	－	9.0	－
安芸灘～伊予灘～豊後水道	プレート内	－	－	－	6.7～7.4	40%
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	地殻内	約130km	20－30km	0km	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0～0.3%
石鎚山脈北縁　※2	地殻内	約30km	不明	0km	7.3～8.0程度	ほぼ0～0.3%
石鎚山脈北縁西部－伊予灘	地殻内	約130km	不明	0km	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0～0.3%
五日市断層	地殻内	約20km	約25km	0km	7.0程度	不明
己斐－広島西縁断層帯(M6.5)　※3	地殻内	約10km	不明	0km	6.5程度	不明
岩国断層帯	地殻内	約44km	20km程度	0km	7.6程度	0.03～2%
安芸灘断層群(主部)	地殻内	約21km	不明	0km	7.0程度	0.1～10%
安芸灘断層群(広島湾－岩国沖断層帯)	地殻内	約37km	不明	0km	7.4程度	不明
長者ヶ原断層－芳井断層　※4	地殻内	約37km	－	－	7.4 （松田（1975）の式 (log L=-2.9+0.6M)により計算	－
どこでも起こりうる直下の地震　※5	地殻内	－	－	－	6.9	－

注:表中の数値等は，内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」，地震調査研究推進本部の各断層等の「長期評価」による。

※1：気象庁マグニチュード。ただし，南海トラフ巨大地震のみモーメントマグニチュード

※2：端部の位置，長さは岡村断層部分

※3：己斐－広島西縁断層帯（M6.9)は参考として震源を仮定しているため諸元は省略

※4：長者ヶ原断層－芳井断層は，本調査による結果を表示

※5：どこでも起こりうる直下の地震は，震源を仮定しているため諸元（傾斜、長さ、幅、上端深さ等）は省略

第３　想定結果

１　震度分布

既に明らかとなっている断層等を震源とする地震11地震では、「長者ヶ原断層－芳井断層」による地震が本市に与える影響が最も大きい。どこでも起こりうる直下の地震では、「府中市直下地震（市役所本庁を震源地とする)」が本市に与える影響が最も大きい。既に明らかとなっている断層等を震源とする地震11地震及びどこでも起こりうる直下の地震の震度分布状況は、次のとおり。

⑴　南海トラフ巨大地震

市の南東部で震度６弱、市の北部地域で震度５弱が想定されているが、ほとんどの地域で震度５強が想定されている。

⑵　安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震

市南東部及び北部の一部の地域を除いて、ほとんどの地域で震度５弱が想定されている。

⑶　讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震

市南東部の一部の地域を除いて、ほとんどの地域で震度４が想定されている。

⑷　石鎚山脈北縁の地震

市の全域で震度４が想定されている。

⑸　石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震

市南東部の一部の地域を除いて、ほとんどの地域で震度４以下が想定されている。

⑹　五日市断層の地震

市の全域で震度４以下が想定されている。

⑺　己斐－広島西縁断層帯の地震

市の全域で震度４以下が想定されている。

⑻　岩国断層帯の地震

市の全域で震度４以下が想定されている。

⑼　安芸灘断層群（主部）の地震

市の全域で震度４以下が想定されている。

⑽　安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）の地震

市の全域で震度４以下が想定されている。

⑾　長者ヶ原断層－芳井断層の地震

市の南東部で震度６強、市の北部の一部地域で５弱が想定されているが、ほとんどの地域で震度５強が想定されている。

⑿　府中市直下地震

市の南部の一部地域で震度６弱及び６強の想定がされ、北部の一部地域は震度５弱が想定され、ほとんどの地域で５強が想定されている。

２　液状化危険度

本市の液状化危険度は、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震11地震では、「長者ヶ原断層－芳井断層」による影響が最も大きく、市南部の一部の地域で想定されており、危険度を示す液状化危険度が「高い」、「かなり高い」及び「極めて高い」地域は市の面積の17.3％である。

また、他の既に明らかとなっている断層等を震源とする地震11地震では、南海トラフ巨大地震、安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震、讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震及び石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震による影響が想定されているが、いずれも市の南東部の福山市境の一部の地域で想定されているに留まり、危険度を示す液状化指数は低い値である。

３　想定される被害の特徴

⑴　南海トラフ巨大地震

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は0.8%であり、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は9.8%である。さらに県南部の大半の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の発生によって沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が12,474haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約86%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により69,210棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり14,759人で、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約59万人となる。ライフライン被害、経済被害等については、他の想定地震と比較しても圧倒的に被害量が大きく、地震発生直後においては、断水人口が1,069,382人、停電が119,836軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約8.9兆円となる。

⑵　安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は0.7%、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は11.3%と今回の想定地震中最大となり、県南部の大半の地域が震度５強以上の揺れとなる。また津波の発生によって、浸水深1cm以上の浸水がある面積が7,921ha（その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約85%）と南海トラフ巨大地震に次いで広い範囲が浸水する。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により29,012棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜で最大11,206人となるが、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約40万人となる。地震発生直後においては、断水人口が342,755人、停電が132,193軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約5.9兆円となる。

⑶　讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は0.2%であり、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は2.3%である。さらに県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が6,520haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約85%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波によ

り7,689棟の建物が全壊し、死者は夏の12時が最大となり2,084人で、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約29万人となる。地震発生直後においては、断水人口が52,139人、停電が53,103軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約2.1兆円となる。

⑷　石鎚山脈北縁の地震

県内の南部の地域が震度５強以上の強い揺れとなるが、６弱以上となる地域は発生しない。また、津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により1,693棟の建物が全壊し、死者は0人、負傷者が36人発生し、避難を必要とする人は約0.4万人となる。地震発生直後においては、断水人口が3人、停電が255軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約0.5兆円となる。

⑸　石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震

県内の６強以上となる地域存在しないが、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は0.1%である。さらに県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が6,032haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約85%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により3,002棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり192人で、そのほとんどが津波によるものである。避難を必要とする人は約28万人となる。地震発生直後においては、断水人口が750人、停電が45,683軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約1兆円となる。

⑹　五日市断層の地震

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は0.1%であり、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は2.1%である。さらに県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により6,820棟の建物が全壊し、死者が179人、負傷者が4,552人発生し、避難を必要とする人が約3万人となる。地震発生直後においては、断水人口が2,304人、停電が26,680軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約1.9兆円となる。

⑺　己斐－広島西縁断層帯の地震

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は0.1%であり、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は1.6%である。さらに県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により7,612棟の建物が全壊し、死者が249人、負傷者が5,302人発生し、避難を必要とする人は約3万人となる。地震発生直後においては、断水人口が3,681人、停電が31,859軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約1.9兆円となる。

⑻　岩国断層帯の地震

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は0.1%であり、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は0.9%である。さらに県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により4,498棟の建物が全壊し、死者が72人、負傷者が1,073人発生し、避難を必要とする人は約1万人となる。地震発生直後においては、断水人口が22,020人、停電が2,761軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約1.0兆円となる。

⑼　安芸灘断層群（主部）の地震

県内の６強以上となる地域存在しないが、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は0.2%である。さらに県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が5,382haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約89%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により2,987棟の建物が全壊し、死者は夏の12時が最大となり45人で、そのほとんどが津波によるものである。避難を必要とする人は約25万人となる。地震発生直後においては、断水人口が556人、停電が39,865軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約0.8兆円となる。

⑽　安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）の地震

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は0.2%であり、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は3.1%である。さらに県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が5,844haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約88%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により8,335棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり3,495人で、その9割が津波によるものである。避難を必要とする人が約28万人となる。地震発生直後においては、断水人口が50,465人、停電が69,582軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約2.4兆円となる。

⑾　長者ヶ原断層－芳井断層の地震

県内の地盤が弱く６強以上となる地域の割合は2.7%であり、平地部を中心に６弱以上となる地域の割合は7.6%である。さらに県南部の地域は震度５強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により46,629棟の建物が全壊し、死者が2,840人、負傷者が22,170人発生し、避難を必要とする人が約12万人となる。地震発生直後においては、断水人口が553,671人、停電が44,585軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約3.9兆円となる。

第５　被害想定における市の取組み

「広島県地震被害調査報告書」によれば、平成12年鳥取県西部地震のように活断層が認められない地域においても地震は発生しており、今後どの地域においても地震は発生し得るとされている。これを踏まえ、建物の耐震化対策、上下水道対策、土砂災害対策等を推進していく必要がある。また、市は、今後ともこの報告書を本市における地震対策を推進するための基礎資料として活用していくものとする。

第２章　災害予防計画

第１節　基本方針

基本編第２章第１節「基本方針」を準用する。

第２節　防災まちづくりに関する計画

第１　方針

地震発生時には、建物の倒壊、火災、ライフラインの寸断、交通機関の途絶等による被害の発生が予想される。

このため、市は、各防災関係機関との相互の緊密な連携の下に、これらの被害をできるだけ防止し、市民が安心して生活できるよう災害に強いまちづくりに努めるものとする。

この場合、阪神・淡路大震災での、密集市街地における住宅や防災上重要な公共施設などの倒壊・延焼等を踏まえ、個々の施設等について、液状化対策をはじめとする耐震性・防災性の向上を図るとともに、密集市街地の計画的な再開発により災害を防止・緩和するオープンスペースの整備を進め、広域的・総合的に防災性の高いまち構造の形成を目指していくものとする。

なお、この防災まちづくりは、既成市街地及び既存施設等を対象とするものや新たに取り組むべきものがあるため、長期的視点に立って、個々の施設整備に連携を持たせながら、緊急性、重要性等にも配慮し、計画的に行うものとする。

第２　防災上重要な公共施設の整備

１　防災上重要な建築物の整備

ア　防災上重要な市有建築物の耐震性の向上

市は、県の指導等により、市庁舎、文化センター、学校、保育所、公民館、集会所など災害時に災害対策本部、避難所等の防災業務のために利用する市有施設や市防災行政無線等の通信施設の耐震性の向上及び耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成などに努める。

県及び市は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとするとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

また、庁舎をはじめとする公共建築物を整備する場合には、地震発生時における情報伝達、避難誘導及び救助等のために活用できる施設・設備の整備に努める。

イ　民間の防災上重要な建築物の耐震性の向上

市は、県と連携して医療機関やスーパーマーケットなど民間の防災上重要な建築物や不特定多数の人が集まる施設について、耐震性の調査、耐震補強方法に関しての民間建築関係団

体等の指導に努める。

また、各施設の管理者は、各々の施設の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

２　緊急輸送道路の整備

⑴　橋梁の耐震性の向上

緊急輸送道路に選定される道路の橋梁を重点的に点検し、耐震性の向上が必要であれば、施設管理者と協議等して、順次補修、補強、架替等を行う。

⑵　緊急輸送道路ネットワーク等の整備

県は、災害時に緊急車両の円滑な通行を確保するために、「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、国道及び幹線道路の整備を進め、県内各市町の中心部を結ぶ多重ネットワークを構築している。緊急交通路に選定された道路については、重点的に整備を進めるほか、河川空間を活用した緊急用河川敷道路等の整備を図っている。

⑶　緊急輸送ヘリポートの整備

ヘリコプターによる人員・患者・物資の搬送を行うため、災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。

⑷　沿道建築物の耐震化対策の推進

市は、広島県耐震改修促進課計画（第２期計画）により、沿道建築物の耐震診断を義務付ける緊急輸送道路を指定する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

市は、それぞれ耐震改修促進計画を定め、沿道建築物について耐震診断を義務付けるべき緊急輸送道路を必要に応じて追加する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

３　河川等の整備

⑴　堤防等の耐震性強化

地震による堤防決壊による二次災害を防止するため、河川等について、堤防の強化、地盤改良等の耐震性向上対策を実施するよう、施設管理者に働きかけていく。

⑵　消火用水、生活用水の確保

河川水を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、各施設管理者と協議等して雨水貯留施設、車両が進入できるスロープ護岸、取水ピット、せせらぎ水路網等の整備を図る。

第３　住宅、建築物等の安全性の確保

１　一般建築物の耐震性の向上

⑴　建築物の耐震性の向上

不特定多数が利用するもの、公共性が高いもの、避難施設として利用するもの、建築時期が古く耐震上問題があると想定されるもの等から重点的に耐震性の向上を図ることとし、耐震診断・改修の啓発・指導、相談窓口の開設等の施策を総合的に推進する。

また、広報紙等により耐震工法・耐震補強等の重要性を周知し、国の方針に沿ってさらなる技術の開発・普及に努める。

⑵　居住空間内外における安全確保

ア　家具固定の推進

地震発生時の室内の安全確保のため、移動・転倒の恐れがある家具類の固定を促進する。

イ　落下物防止対策

建築物等の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下防止対策について周知徹底する。

2　文化財及び文化施設各建築物の耐震性の向上

市は、寺や神社等の所有者等に対しては、必要に応じ、耐震性の調査、耐震補強方法に関しての指導に努める。

3　宅地の安全性の確保

造成宅地の地震に対する安全性を確保するため、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域において適正な宅地造成を促進するとともに、造成宅地の安全性を点検する。

4　市営住宅の改修・建替の推進

既設市営住宅については、昭和55年以前に建設された住宅を中心に耐震診断、改修を行うとともに、防災性の向上を図るため、老朽市営住宅の建替えを推進する。

5　土砂災害の防止対策の推進

崖崩れ、地すべり、土石流等の危険箇所の集中している地区について、地震による土砂災害の発生を未然に防止するため、避難場所、避難路等防災上重要な施設を保全する急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業及び治水事業を、県に対して強力に働きかける。

第４　ライフラインの整備

1　上水道（上水下水道課）

災害時の被害を最小限とするため、水道施設を耐震化していくとともに、水源の多系統化、配水池容量の増強や水運用ラインの強化、事業体間相互の連絡管整備等のバックアップ機能を強化する。

また、主要配水池への緊急遮断弁の設置や避難場所への耐震性貯水槽の設置等を推進するとともに、被害の限定化や復旧の迅速化を図るため、配水ブロック化や配水コントロールシステムを導入するなどして、機動的な水道システムの構築に努める。

2　下水道（上水下水道課）

⑴　耐震性の向上

既設の下水道施設については、耐震性能調査を行い、必要に応じて補強、更新、改築工事を推進する。また、新設施設については、今後設定される新基準に基づき、より耐震性の高い施設の整備を進める。

⑵　災害復旧の迅速化

災害時の通信手段を確保するために、下水道終末処理場への防災無線の設置を推進するとともに、下水道台帳のデータベース化（バックアップシステム）を図り、応急復旧、本復旧に対応できるシステムの構築を図る。

3　電力（中国電力㈱福山営業所）

⑴　耐震性の向上

変電設備については、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計する。

送電設備、配電設備の架空電線路については、氷雪、風圧及び不平均張力によって設計する。

地中電線路については、軟弱地盤箇所の洞道、大型ケーブルヘッド及びマンホール内のケーブル支持用ポールについて耐震設計を行う。

⑵　災害復旧の迅速化

電力設備の広範囲、長時間にわたる停電を避けることを基本にして、配電線のループ化、開閉器の遠方制御化により、信頼性の向上と復旧の迅速化を図る。

４　通信（西日本電信電話㈱福山営業支店）

⑴　電気通信設備等の高信頼化

ア　豪雨、洪水、高潮又は津波等の恐れのある地域について、耐水構造化を行う。

イ　暴風又は豪雪の恐れのある地域について、耐風・耐火構造化を行う。

ウ　地震又は火災に備えて、耐震・耐火構造化を行う。

⑵　電気通信システムの高信頼化

ア　主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構造とする。

イ　主要な中継交換機を分散設置する。

ウ　大都市において、とう道網（共同溝）を構築する。

エ　通信ケーブルの地中化を推進する。

オ　主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

カ　災害時優先電話について、加入者と協議し、２ルート化を推進する。

キ　移動体通信設備の高信頼化

５　ライフライン共同収容施設等の整備

災害時における水道、電気、電話等のライフラインの安全性、信頼性を確保するため、当面市内中心部において、幹線共同溝、供給管共同溝、電線共同溝の計画的な整備を推進する。

第５　防災性の高い都市構造の形成

市は、市域の災害危険度を把握した上で、防災関係機関や市民の理解と協力を得て防災まちづくり計画を策定し、本地域防災計画に位置付けるとともに、都市計画のマスタープランにその内容を反映させるよう努める。

１　防災上重要な公共施設等の整備

⑴　防災公園等の整備

市は県と連携して、災害発生時には避難場所ともなり、また火災発生時には焼け止まり効果があるオープンスペースを各地区に適正に配置するため、総合運動公園の整備促進とともに、公園施設に備蓄倉庫や耐震性貯水槽等の災害応急対策施設の整備を推進し、防災機能の充実を図る。

⑵　避難路ネットワークの整備

地域住民の円滑な避難を確保するため、指定された避難場所へのルート複数化など避難路ネットワークを計画的に整備する。

⑶　市街地再開発事業等の推進

市街地における災害の防止を図るとともに土地の高度利用や都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を推進するほか、公共施設の整備改善及び宅地利用増進を目的とした土地区画整理事業を一層推進し、健全な市街地の創造と防災機能の充実を図る。

⑷　防災活動拠点の整備

災害時に防災活動拠点となるヘリポートや救援物資集積場所等を平素から整備するとともに、学校敷地等のオープンスペースの利用について検討を進める。

⑸　民間事業者への支援

広場、緑地等防災機能を有する施設の整備を伴う民間のまちづくりに対して、優良建築物等整備事業や各種融資制度の活用等により積極的な支援を行う。

２　市の不燃化の促進

⑴　防火地域、準防火地域の指定

建築物が密集し、火災危険率の高い区域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物等建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

⑵　建築物の防火の促進

公共建築物については、新築、増改築等の際に耐火構造にするとともに、既存建築物等についても、防火避難施設の改善に努めるものとする。また、新築、増改築等の建築物については、府中消防署と連携して、建築基準法及び消防法に基づき防火対策の指導啓発に努めるものとする。

⑶　延焼遮断帯の形成

火災の延焼拡大を抑制するため、道路や緑地の整備を推進し、河川・耐火建築物などとの組み合わせにより延焼遮断帯の形成を図る。

⑷　住宅密集地における防災性の向上

本市の住宅密集地について防災性の向上を図るとともに、防災機能の充実及び良好な居住環境の確保を図るものとする。

第６　情報連絡体制の整備

１　施設設備の整備

大規模な地震が発生した場合、通信施設、交通施設の被災や電話の輻輳等により、防災関係機関相互の情報連絡や被害状況その他に関する情報収集活動、市民に対する広報活動が困難になることが予想される。

このため、電話・電気が一時的に途絶しても、情報連絡体制が確保されるよう市は、無線通信ルートの確保等代替用の連絡ルートを確保する必要がある。

⑴　施設・設備の現況

ア　防災行政用無線（同報系）

・親局　１局
・遠隔制御局　１局
・中継局　３局
・子局（再送信子局含む）　86局

イ　消防無線

ｻ　府中消防署

・基地局　１局
・基地局固定局（諸毛町）　１局

・移動局（車載）　12局

・移動局（携帯）　４局

㈾　府中消防署小塚出張所

・基地局　１局

・固定局　１局

・移動局（車載）　３局

・移動局（携帯）　２局

ウ　県の防災行政無線設備

県との市及び消防本部との情報伝達のため、それまで地上無線系のみであった防災行政無線を強化、拡充するため、1994年度において、衛星を利用して情報伝達を行う衛星通信系を導入し、地上無線系と２ルートを確保し、災害に強いシステムとしている。

エ　衛星携帯電話（同報系）

市庁舎　１台　　支所　１台　　消防署　１台　　消防団　４台

オ　情報配信サービス

電子メールを利用して、災害などの情報を提供する。

⑵　今後の整備計画

携帯電話の整備、インターネット等の活用による、災害情報ネットワークシステムの構築に努める。

第７　県民運動の推進

１　目的

住民、自主防災組織等、事業者、行政が一体となって「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」に取り組むことにより、住民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、減災の推進を図ることを目的とする。

２　内容

住民、自主防災組織等、事業者、市及び県が相互に連携し、一体的に運動を推進するものとする。

⑴　災害から命を守るための行動目標

ア　災害危険箇所、避難場所、避難経路などを知ること。

イ　災害発生の危険性をいち早く察知すること。

ウ　自ら判断して適切な行動を取ること。

⑵　普段から災害に備えるための行動目標

ア　防災教室や防災訓練などで災害から命を守る方法を学ぶこと。

イ　非常持出品を準備するなど災害へ備えること。

第３節　住民の防災活動の促進に関する計画

第１　方針

市民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、自主防災組織の育成・指導、ボ

ランティア活動の環境整備、企業防災の促進に努めるものとする。これらにあたっては、様々なニーズへの対応に十分配慮するよう努めるものとする。

また、個人や家庭、地域、企業、団体等が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「県民活動」を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図るものとする。

第２　防災教育

１　方針

地震災害について必要な知識の普及と啓発を、災害予防責任者及び防災業務に従事する者のみならず、市民等に徹底することにより、地震災害において迅速かつ的確な措置をとり、被害を最小限度に防止するため、防災教育を推進する。

２　実施内容

⑴　防災思想の普及、徹底

市は、市民が、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、地震災害時には自らの身の安全を守るような行動をすることができ、また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めるよう、防災関係機関と連携して自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、個人や家庭、地域、企業、団体等が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「県民運動」に参画し、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図るものとする。

⑵　市民等に対する防災知識の普及・啓発

市は、防災関係機関、大学等と連携して、地震災害時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を通じて、地震についての正しい知識の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

①　啓発内容

ア　地震に対する心得

イ　地震に関する一般知識

ウ　非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備

エ　建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止

オ　飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策

カ　災害情報の正確な入手方法

キ　出火の防止及び初期消火の心得

ク　外出時における地震発生時の対処方法

ケ　自動車運転時の心得

コ　救助・救援に関する事項

サ　避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項

シ　水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得

ス　高齢者、障害者など要配慮者への配慮

セ　各防災関係機関が行う地震災害対策

ソ　その他必要な事項

②　啓発方法

ア　防災に関する講習会、展示会等の開催による普及啓発

イ　広報車、市防災行政無線による普及啓発

ウ　広報紙、市ホームページ等による普及啓発

エ　映画、スライド等による普及啓発

オ　学校教育、少年消防クラブや幼年消防クラブの活動等を通じての児童・生徒等に対する周知徹底

カ　女性防火クラブ等への指導

キ　社会教育及び地区集会等各種会合等を通じての普及啓発

ク　その他時宜に即した方法による普及啓発

⑶　職員に対する教育

市は、職場内における防災体制を確立するため、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、次の内容を含んだ地震教育の周知徹底を図る。

ア　地震に関する一般的な知識

イ　地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

ウ　職員等が果たすべき役割

エ　地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

オ　今後地震対策として取り組む必要のある課題

⑷　児童生徒等に対する教育

市は、児童生徒等に対して、学校教育等を通じて、地震に関する知識や避難の方法等についての周知徹底を図る。

⑸　自動車運転者に対する啓発

市は、運転免許更新時の講習や各種広報紙等により、地震発生時において、自動車運転者が措置すべき事項について周知徹底を図る。

⑹　その他の防災関係機関による普及啓発

水道、電力、ガス、通信、道路等に関わる防災関係機関は、それぞれの業務に関する地震災害対策や利用者等が実施すべき事項等について、利用者等へ普及啓発活動を行う。

第３　防災訓練

１　方針

地震災害について、定期的に防災訓練を実施し、地震災害時における防災業務が迅速、的確かつ実効性のあるものとする。なお、この計画中に定めのない事項については、基本編第２章第６節「防災訓練計画」の定めるところによるものとする。

２　実施内容

⑴　防災訓練の実施

市は、県、防災関係機関、自主防災組織、住民等の協力により、総合的、広域的かつ実践的に次のような防災訓練を行うものとする。

また、想定する訓練地震は、東南海・南海地震をはじめ、地震のタイプ及び地域の特性に応じたきめ細かい内容となるよう検討するものとする。

なお、訓練の実施項目ごとに、図上訓練、実働訓練及び両者を組み合わせた訓練の企画・運営を検討するとともに、訓練実施後には訓練実施結果について、評価・検討を行い、防災体制の改善に反映させるものとする。

ア　災害対策本部の設置・運営
イ　災害広報
ウ　避難誘導
エ　消火活動
オ　交通規制
カ　救護活動
キ　非常無線通信
ク　消防広域応援
ケ　自衛隊派遣要請
コ　行方不明者の捜索活動
サ　食料供給・給水活動
シ　緊急道路の確保
ス　緊急物資の輸送
セ　通信施設・電力施設・ガス施設・水道施設の応急復旧
ソ　緊急地震速報の利活用
タ　他市町との広域応援等

⑵　職員の動員訓

市は、地震災害時における初動体制の確保等応急対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

なお、実施に際しては、勤務時間外に地震発生を想定して実施するなど、実践的即応体制の強化に努めるものとする。

⑶　通信運用訓練

市は、地震災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に行えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

⑷　防災訓練に対する協力等

市は、自主防災組織等が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

〔府中市防災〕　四三九

第４　自主防災組織等の育成、指導

基本編第２章第３節第４「自主防災組織等の育成、指導」に定めるところによる。

第５　地区防災計画の策定等

基本編第２章第三節第５「地区防災計画の策定等」に定めるところによる。

第６　ボランティア活動の環境整備

基本編第２章第３節第５「ボランティア活動の環境整備」に定めるところによる。

第７　企業防災の促進

基本編第２章第３節第６「企業防災の促進」に定めるところによる。

第４節　調査、研究に関する計画

第１　方針

この計画は、地震災害の被害を最小限にとどめるために、地震災害について常時必要な調査研究を行うことにより、災害予防対策並びに災害時における応急対策及び復旧対策等に万全を期すこととする。

第２　実施項目

１　市は、県及び防災関係機関が行う地震災害の原因及び地震災害に対する措置等についての科学的、技術的な調査研究に協力する。

２　調査研究の結果の公表

第３　地震被害想定調査及び災害危険度判定調査

市は、県が実施する地震被害想定調査結果等を踏まえ、大規模な災害を想定した地震に対する災害危険度判定調査を実施するよう努める。また、この調査結果は、防災まちづくり計画の基礎資料とするとともに、これを市民に公表し、防災意識の高揚を図ることとする。

第４　地震に関する調査等

県は、国や大学の研究機関等が県内に大きな被害を与える可能性の高い地震についての調査研究に協力し、収集した各種情報を公表するので、市は、必要に応じこれらの情報を住民に対し公表するものとする。

第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画

第１　方針

市は、地震が発生した場合に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策が実施できるよう、必要な備えを行っていくものとする。

第２　災害発生直前の応急対策への備え

１　配備動員体制の整備関係

⑴　配備動員体制

地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また地震の規模によっては災害対策本部が設置される市庁舎が被災することもあるため、あらかじめ次の事項について定めておくとともに、本部員、市職員のほか、防災関係機関に対しても周知しておくものとする。

ア　災害対策本部の本部長については、あらかじめ職務代理者を定めておく。

イ　市長は、あらかじめ緊急防災要員を指名するとともに、職員の参集基準を明確にするなど初動体制を確立するとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

ウ　各実施部は、災害対策本部が設置された場合における各実施部の担当事務、配備体制等について、措置すべき要領をあらかじめ定め、所属職員に周知徹底させておくものとする。

⑵　業務継続性の確保

市は、地震災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

特に市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎、電気・水・食料等の確保方策、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保方策、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務について定めておくものとする。

２　緊急地震速報の伝達関係

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、防災行政無線、登録制メール等を効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

３　住民等の避難誘導関係

⑴　指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び周知

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

ア　指定緊急避難場所の指定・周知

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有するものを、洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等へ周知を図り、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

イ　指定避難所の指定・周知

市は、公民館、学校等の公共施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るものとする。

指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救助物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じれ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定するものとする。

⑵　避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害などの地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水の発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、避難路の選定の基準は、概ね、次のとおり。

ア　避難路中の道路、橋梁およびトンネル等道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

避難路の幅員は原則として１５m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は、概ね、８m以上の幅員を有する道路を選定する。（避難住民の安全性を確保するため、幅員が１５m～１０mの場合には、一般車両の通行規制、１０m以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制を行う必要がある。）

イ　避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ　避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

エ　洪水等による浸水や土砂災害も考慮し、海岸、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

⑶　ハザードマップの作成・周知

市は、地震動の大きさ、地震災害の程度に関する事項、避難場所等に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップを作成し、住民に周知する。

ハザードマップには次の事項を記載するものとする。

ア　府中市地域防災計画において定められた地震災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

イ　避難場所に関する事項

ウ　その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

⑷　避難計画の作成

病院、学校、工場その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難の勧告又は指示を行った場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

保育所、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

ア　学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

イ　病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

資料編　○指定避難所一覧　　Ｐ.758

⑸　避難の誘導

ア　要配慮者のうち、災害が発生し、又はおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）や観光客の避難に当たっては、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、市は、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

イ　市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。県及び市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

第３　災害発生後の応急対策への備え

1　災害情報の収集・被災者等への的確な情報伝達

⑴　情報ネットワーク等の整備

市は、インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努める。

⑵　防災行政無線等による情報伝達

市は、防災行政無線による伝達やインターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努める。

避難所（小・中学校等）との情報連絡についても同様とする。

⑶　災害広報実施体制の整備

市は、災害発生時における被害に関する情報，被災者の安否情報等の収集・伝達にかかる体制の整備に努めるとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

また、放送事業者等に対し、必要に応じて被害情報等の広報の実施を要請する体制を構築する。

2　情報の分析整理

県及び市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国等関係機関と連携し、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

3　通信機能の整備関係

⑴　市は、応急対策の実施等に関する緊急かつ特別の必要に備えて、あらかじめＮＴＴ西日本広島支店に非常通話又は非常電報の申込みを行っている。

防災担当職員等に、災害時における非常通話又は非常電報の使用方法等について周知徹底を図っておくものとする。

⑵　市は、応急対策の実施等に関する緊急かつ特別の必要に備えて、あらかじめＮＴＴ西日本に災害時優先電話の申込みを行っている。なお災害対策用電話について変更があった場合は、速やかにＮＴＴ西日本に変更を申し込み、承認を受けておくものとする。

⑶　市は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を住民へ速やかに伝達するため、緊急地震速報受信設備や防災行政無線等のシステムの構築を進めるとともに、保有する機器の整備・充実に努めるものとする。

また、他の防災関係機関の所有する無線局について、あらかじめその実態を把握し、その利用について協議して、マニュアルを作成しておくものとする。

さらに、平素から地域内のアマチュア無線局の状況を把握するよう努め、災害時において非常通信の協力依頼ができるよう連絡体制の確立に努めるものとする。

⑷　県及び市町等は、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。特に耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、県、市町、消防本部等を通じた一体的な整備に努めることとする。

⑸　県は、地震による被害により、広島県総合行政通信網の県庁統制局又は中継局が使用できなくなった場合に備えて、地上系通信網のループ化や代替通信機能の確保に努めるものとす

る。

⑹　県と市は、地震災害による通信網の途絶や輻輳に備え、衛星携帯電話等の導入を図り、災害対策本部間等の連絡を確保する。

⑺　市は、各種の情報連絡を行うため、移動体通信（携帯電話等）の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

この場合において、既存ネットワークのデジタル化や大容量通信ネットワークの整備を推進するものとする。

⑻　市は、通信施設について、非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬型無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。非常用電源の整備に当たっては、専門的な知見・技術を基に耐震性があり浸水する危険性が低い場所へ設置するとともに、保守点検を行い、操作の習熟の徹底を図る。

⑼　市は、災害時等いつでも迅速・的確に通信運用が行われるよう定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の訓練を実施するものとする。

⑽　市は、水防、消防及び救助に関する通信施設の整備に努める。

資料編　○無線等設置状況　　Ｐ.751

第４　災害派遣、広域的な応援体制への備え

１　自衛隊災害派遣関係

⑴　市は、平素から市における自衛隊災害派遣部隊等の受入れ担当連絡職員の指定及び配置を行っておくものとする。

⑵　市は、平素から自衛隊災害派遣部隊の宿営地を選定しておくものとする。

宿営地候補は、土生児童公園及び南の丘第二駐車場とする。

⑶　市は、あらかじめ選定している臨時ヘリポートについて、平素から整備に努めておくものとする。

なお、旭小学校、上下中学校等、避難所に指定されている施設については、ヘリコプターの出動を要請した際の、避難者の取扱い等について協議しておくものとする。

資料編　○ヘリポート適地の状況　　Ｐ.806

２　相互応援協力関係

市は、関係機関と相互応援協定を締結しているが、大地震発生に備え、引き続き広域応援体制の整備推進に努めるものとする。

さらに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援期間の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。

資料編　○広島県内広域消防相互応援協定書	Ｐ.815
○県内市町村の災害時の相互応援に関する協定	Ｐ.822

第５　救助・救急、医療、消火活動への備え

１　医療、救護活動関係

⑴　連携体制

市は、地震災害の発生に備え、平常時から包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いる医薬品等の備蓄に努めるものとする。また、医療救護活動に必要な医薬品等に不足が生じる場合に備え、防災関係機関との連携体制の確保や市内関係業者との調達体制の確保を図るものとする。

⑵　通信手段の確保

市は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼動に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

資料編　○市内医療機関一覧	Ｐ.767

２　消防活動体制の整備関係

⑴　市は、地震発生時の火災防止のため、府中消防署と連携して、又は協力を得て、次の事項について、平素から広報等を通じ住民及び事業所等に周知しておくものとする。

ア　出火防止及び初期消火

住民及び事業所等は、自らの生命・財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

イ　火災の拡大防止

地震により火災が発生したときは、住民・自主防災組織・事業所等は、お互いに協力して可能な限りの消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

⑵　市は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

ア　地震発生直後の消防団員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

イ　地震発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成等について定める。

ウ　地震発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう、情報収集の体制を定める。

エ　地震発生時には、水道管の破損や停電等による長時間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

３　危険物等災害応急対策関係

地震の発生に備え、事業所においては日頃から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、市はこれらに対して、必要な指導を行うものとする。

第６　緊急輸送活動への備え

市は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両、燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保する。

また、災害に対する安全性を考慮しつつ、国等関係機関と協議の上、県及び市が開設する救援物資輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、市に対する周知徹底に努めるものとする。

道路管理者は、「緊急輸送道路」を選定し、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に確保するため、緊急輸送道路の改良、橋梁耐震補強、法面対策等を計画的に推進する。

第７　避難の受入れ・情報提供活動への備え

１　避難対策のための整備関係

⑴　避難所の開設・運営

市は、避難場所の開設及び運営についてあらかじめ計画を策定しておくものとする。

また、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるとものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

⑵　避難場所の整備

市は、避難場所となる施設について、必要に応じ次の施設・設備等の整備に努めるものとする。

ア　換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備

イ　貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等

ウ　災害時要援護者にも配慮した施設・設備

エ　テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器

オ　食料、水、非常用電源、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等

カ　必要に応じて、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

⑶　市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担を定めるよう努めるものとする。

⑷　市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

２　住宅対策関係

市は、応急仮設住宅の建設場所のために、あらかじめ公有地を把握するよう努めるとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備を図るものとする。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

また、発災時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、判定士等の養成、登録、判定資機材の備蓄、県等への応援要請の要領習得に努めるものとする。

３　帰宅困難者対策関係

地震等により、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大

量に発生する場合に備えて、市は、住民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、市は必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

4　孤立集落対策関係

地震等により、道路等が被害を受け、集落が孤立する場合に備え、市は、学校区や町内会など、地域の状況に適した単位で、孤立可能性のある集落を把握し、次の対策の推進に努める。

⑴　避難所、集落、世帯での水、食糧、日用品等の備蓄

⑵　防災行政無線や衛星携帯電話など情報通信手段の整備

⑶　臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確立

⑷　避難計画の整備や避難訓練の実施

第８　救援物資の調達・供給活動への備え

1　食料供給関係

⑴　市は、地震災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。

なお、その際には、県の行った「広島県地震被害想定調査報告書」に基づき必要量を検討するものとする。

⑵　市は、防災関係機関や販売業者等と協力体制の確立に努め、供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

2　給水関係

⑴　市は、地震災害時に備えて水道施設の耐震性の向上や、応急給水拠点の整備等水道システム全体の安定性の向上に努めるとともに、応急給水や応急復旧のための手順や方法を明確にした計画の策定や訓練の実施等緊急対応体制、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策等の確立に努めるものとする。

なお、医療機関等に対する緊急時の給水等については、十分配慮しておくものとする。

⑵　市は、遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

3　生活必需品等供給関係

市は、被災者に対し衣服、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄を行っているが、引き続き季節等を考慮した必要品目、必要量の備蓄に努めるとともに、市内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

4　救援物資の調達・配送関係

地震による大規模な災害が発生し、市単独での物資の確保が困難な場合には、県に対し、県の備蓄物資の供給を要請する。

また、県及び市は、国が構築する物資の調達や輸送に関する情報共有システムを活用し、効率的に避難所等のニーズの把握や物資の輸送を行うよう努めるものとする。

第９　燃料確保の備え

市は、災害応急対策を円滑に実施するために必要となる緊急車両及び防災拠点施設の燃料の確保について、「災害時における石油類燃料の確保に関する協定」を締結する団体等とともに、緊急車両への優先給油及び防災拠点施設への燃料配送に関する計画をあらかじめ策定しておく

ものとする。

第１０　文教関係

1　避難計画の作成

市教育委員会は、あらかじめ市長等と協議のうえ、地震災害など地域の状況を十分考慮して、避難場所、経路を選定し、避難計画を作成する。避難計画においては、学校内・外における避難場所、避難経路、避難責任者及び指示伝達方法、保護者への児童生徒等の引渡し方法等を定める。

2　応急教育計画の作成

市教育委員会は、あらかじめ応急教育の実施場所、実施方法等必要な事項について、地域の状況を十分に考慮した応急教育計画を作成し、災害時においても教育活動に支障を来さないよう配慮する。

3　児童・生徒に対する防災教育

市教育委員会は、地域の特徴や過去の教訓等について継続的な防災教育に努め、児童生徒が危険予測・危険回避能力を身につけることができるよう、計画的に、教科、学級活動・ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、地震の基礎的な知識及び地震発生時の対策（各学校の防災計画）などの指導を行うとともに、平素から登下校中の避難行動及び避難場所について、指導する。

4　文化財の保護

市は、文化財保護のための施設・設備については、その所有者等に対して、施設等の耐震化の促進に向けて支援する。

5　地域の避難所となる場合の対策

⑴　学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、被災者の避難所として使用される場合の受入れ場所・受入れ人員等の利用計画を作成する。

⑵　学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、市長と協議のうえ、飲料水及び非常用食料の備蓄に努めるとともに、簡易トイレ、テント等の配備計画を作成する。

6　教職員に対する研修

市教育委員会は、教職員に対して、生徒等に対する防災教育・応急教育、学校が避難所となる場合の対策等について、研修を行う。

7　社会教育等を通じての啓発

市教育委員会は、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて、地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、住民がそれぞれの立場から地域の地震防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を地震災害から守るため、平素から文化財所有者等に対して、文化財に対する防災知識の普及を図る。

第１１　罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住宅被害の調査やや罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要

な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るとともに、応援体制の強化を図るものとする。

第５節の２　危険物等災害予防計画

第１　方針

地震による被害を最小限にとどめるためには、危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物をいう。以下同じ。）の取扱施設の現況を把握し、消防法等関係法令に基づく安全対策の徹底を図る必要がある。

そのため、事業所においては、日頃から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、市はこれらに対して必要な指導を行う。

第２　実施内容

１　危険物施設の災害予防対策

⑴　施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の３の２（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の向上に努める。

⑵　大規模タンクの耐震化

容量500kl以上の準特定屋外タンク貯蔵所及び特定屋外タンク貯蔵所の所有者等は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関連法令に定められた「新基準」に適合しているか否かの調査を行い、基準に適合していないタンクについては、必要な改修、補修を実施するなど、耐震性の向上に努める。

⑶　保安確保の指導

市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関連法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

⑷　自主保安体制の確立

危険物施設の管理者等は、消防法第14条の２の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤等の防災資機材の備蓄に努める。

２　毒物劇物取扱施設の予防対策

⑴　毒物劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

ア　危害防止規程の整備

毒物劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規程を整備する。

ｱ　毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

ｲ　次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

ａ　毒物若しくは毒物の製造、貯蔵又は取扱いの作業を行う者

b　設備等の点検・保守を行う者

c　事故時における関係機関への通報を行う者

d　事故時における応急措置を行う者

(ｳ)　次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除外設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

(ｴ)　前記(ｳ)に掲げる毒物又は劇物関連設備の整備又は補修に関する事項

(ｵ)　事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

(ｶ)　前記(ｵ)に掲げる者に対する教育訓練に関する事項

イ　防災訓練の実施

前記ア(ｵ)に掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう、定期的に防災訓練を実施する。

⑵　毒物劇物多量取扱施設における耐震化の推進

毒物劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

第５節の３　災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

基本編第２章第５節の３「災害対策資機材等の備蓄等に関する計画」を準用する。

第６節　災害時要援護者対策に関する計画

基本編第２章第６節「災害時要援護者対策に関する計画」（第６を除く）を準用する。

第３章　災害応急対策計画

第１節　基本方針

この計画は、地震が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害発生の防御及び拡大防止について迅速かつ実効ある措置を期するため、災害応急対策責任者（指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

1　災害発生直前の応急対策に関する事項
2　災害発生後の応急対策に関する事項
3　ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
4　災害派遣・広域的な応援体制に関する事項
5　救助・救急、医療及び消火活動に関する事項
6　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動に関する事項
7　避難受入れ及び情報提供活動に関する事項
8　救援物資の調達・供給活動に関する事項
9　保健衛生・防疫、遺体の対策に関する活動に関する事項
10　応急復旧、二次災害防止活動に関する事項
11　自発的支援の受入れに関する事項
12　文教計画に関する事項
13　災害救助法適用に関する事項

第２節　災害発生直前の応急対策

第１項　配備動員計画

第１　方針

この計画は、大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策の推進に万全を期すために職員の配備動員及び防災組織等に関する事項を定める。

なお、この計画中に定めのない事項については、基本編第３章第２節「組織、動員計画」の定めるところによるものとする。

第２　配備動員体制

1　配備体制の時期及び内容

災害に対処するため、市長（本部長）は、災害の状況により次に示す配備体制のうち必要

な体制をとるものとする。

各課長は、所要の配備要員をあらかじめ指名し、休日や勤務時間外に非常及び警戒配備体制の指示を受けたときも、直ちに必要な指示が行えるよう職員の住所及び連絡先を記載した名簿を作成しておくものとする。

種別	配備体制の内容	配備時期の目安 地震発生時
注意体制	災害関係課の職員をもって、災害応急活動、情報収集活動が円滑に行える体制	
警戒体制	注意体制を強化し、情報収集・把握・連絡活動及び応急措置が速やかに実施できる体制	⑴　震度４の地震が発生したとき。 ⑵　災害発生の危険性があるとき。 ⑶　その他、市長が必要と認めたとき。
第一非常体制	⑴警戒体制を強化した体制で、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制 ⑵災害警戒本部の設置	⑴　震度５弱の地震が発生したとき。 ⑵　災害の発生が予想されるとき。 ⑶　軽微な災害が発生したとき。 ⑷　その他、市長が必要と認めたとき。
第二非常体制	⑴大規模な被害等に対し、全職員による情報収集、広報活動、救助活動、避難活動、飲料水、食糧の供給等の応急対策が実施できる体制 ⑵災害対策本部の設置	⑴　震度５強以上の地震が発生したとき。 ⑵　大規模な災害が発生し、その被害が相当規模に及ぶおそれがあるとき。 ⑶　災害に対する総合的な対策を講ずる必要があるとき。 ⑷　その他、市長が必要と認めたとき。

資料編　○配備体制における配備人員　　Ｐ.792

２　職員参集状況の報告

各部（班）は、職員の参集状況について、その累計を部長を通じて本部班に報告する。

本部班長は、職員参集状況をとりまとめ、危機管理監を通じて本部長に報告する。

３　勤務時間内における動員・参集

配備が決定した場合、活動責任者は定められた配備に必要な人員を確保するとともに、配備が移行することを踏まえ、配備以外の職員の行動についても指示する。活動責任者不在の場合は、職制に従い対応する。

４　夜間・休日等勤務時間外における動員・参集

⑴　夜間・休日等に災害が発生した場合、宿日直の職員は、災害情報を入手したときは直ちに危機管理室長を始め関係部課長に連絡する。各職員はテレビ、ラジオ、周囲の状況により情報を収集し、被害が軽微な場合は自宅で待機し、被害が甚大と判断される場合、速やかに勤務場所に参集する。なお、参集途上において収集できる被害状況を把握し、上司に報告する。

⑵　活動責任者は、参集途上に職員が収集した情報を関係班に報告する。

(3)　道路の損壊、交通機関等の途絶、火災等により勤務場所に参集できない職員は、市の施設（学校・公民館等）へ参集し、応急活動に従事するとともに、その地域の被害状況等を可能な範囲で災害対策本部に連絡するものとする。

5　災害警戒本部

(1)　災害警戒本部の設置

ア　自動的に本部を設置する場合

市内において震度５弱を観測したとき。

イ　市長の命令で設置する場合

(ｱ)　市内において震度４を観測し、かつ災害の発生が予想され市長が必要と認めた場合

(ｲ)　市内において震度４を観測し、かつ軽微な災害が発生し、市長が必要と認めた場合

(2)　特別警戒体制に基づく措置

ア　災害警戒本部が設置された場合に、各本部員は、当該部が実施すべき業務に関する要領をあらかじめ定め、各所属職員に対し、周知徹底させておく。

イ　災害警戒本部の本部長に事故があった場合の職務代理者を次のとおり定めるものとする。

第１順位　危機管理監

第２順位　危機管理室長

(3)　本部の設置場所

災害警戒本部の本部長は、災害対策活動を推進するために必要と認めるときは、市庁舎に災害警戒本部を設置する。ただし、庁舎内に設置できない場合は、市長が指定する場所に設置する。

(4)　本部の廃止

災害警戒本部の本部長は、災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

6　災害対策本部

(1)　災害対策本部の設置

ア　自動的に本部を設置する場合

市内において震度６弱以上を観測したとき。

イ　市長の命令で設置する場合

(ｱ)　市内において震度５強を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測され特に市長が必要と認めた場合

(ｲ)　市内において震度５弱を観測し、かつ甚大な被害が発生し、特に市長が必要と認めた場合

(2)　非常体制に基づく措置

ア　災害対策本部が設置された場合に、本部の各部長は、当該部が実施すべき業務に関する要領をあらかじめ定め、所属職員に対し、周知徹底させておく。

イ　災害対策本部の本部長に事故があった場合の職務代理者を次のとおり定めるものとする。

第１順位　副市長

第２順位　危機管理監

第３順位　危機管理室長

⑶　本部の設置場所

市長は、災害対策活動を推進するために必要と認めるときは、市庁舎に災害対策本部を設置する。ただし、庁舎内に設置することができない場合は、市長が指定する場所に置く。

⑷　本部の廃止

本部長（市長）は、災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

⑸　本部設置及び廃止の通知

ア　本部を設置した場合、市長は、本部の名称、設置の場所等を公示するとともに市役所内部及び庁外職場、府中市防災会議委員、県知事、関係機関、報道機関、市民等へ通知する。

イ　本部を廃止した場合においても、市長は、本部設置と同様な手続きを行うものとする。

⑹　現地災害対策本部の設置

ア　災害の規模その他の状況により、特に被災現地での応急対策を必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置くことができる。

イ　現地本部の所管区域、現地本部長、現地本部員及び事務局の設置場所等は、その都度本部長が定める。

７　災害警戒本部・災害対策本部の組織及び事務分掌

災害警戒本部・災害対策本部の組織及び事務分掌は、基本編第３章第２節「組織、動員計画」の定めによるものとする。

８　国・県・市の合同会議

災害対策本部は県の災害対策本部及び国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部等が設置された場合には、必要に応じて合同会議を開催するなど連携を図る。

第２項　緊急地震速報等の伝達に関する計画

第１　方針

この計画は、本市に地震が発生し、又は地震による災害の発生するおそれがある場合において、防災関係機関が災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地震に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

第２　地震情報の収集・伝達

１　地震動の観測施設

市内には計測震度計が設置され、震度情報を県庁へ送信する震度情報ネットワークシステムが整備されている。なお、本庁舎には防災科学技術研究所により計測震度計が設置され、このシステム及び気象庁が発表する震度情報に活用されている。このため、市は地震発生時には、当該計測震度計により速やかに市内の震度を確認するとともに、広島県総合行政通信網やテレビ・ラジオ等により近隣市町の震度や震源地等を確認し、状況に応じた職員の配

備・参集や必要な災害応急対策を行うものとする。

資料編　○市内震度計設置状況　　Ｐ.753

２　地震に関する情報の種類と内容

⑴　発表基準

ア　県内で震度１以上の地震を観測したとき。

イ　その他地震に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

なお、公衆の利便をさらに増進させるために必要があると認めた場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁の情報に付加して発表する。

⑵　地震・津波に関する情報の種類と内容

	情報の種類	発表内容
地震情報	震度速報	地震発生約１分半後に震度３以上を観測した地域名（全国を１８７に区分）と震度、地震の発生時刻を発表
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
	各地の震度に関する情報	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。なお、震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表
	その他の情報	地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表
	推計震度分布図	震度５弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、１㎞四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表

資料編　○気象庁震度階級関連解説表　　Ｐ.754

地震・津波に関する情報発表の概要図

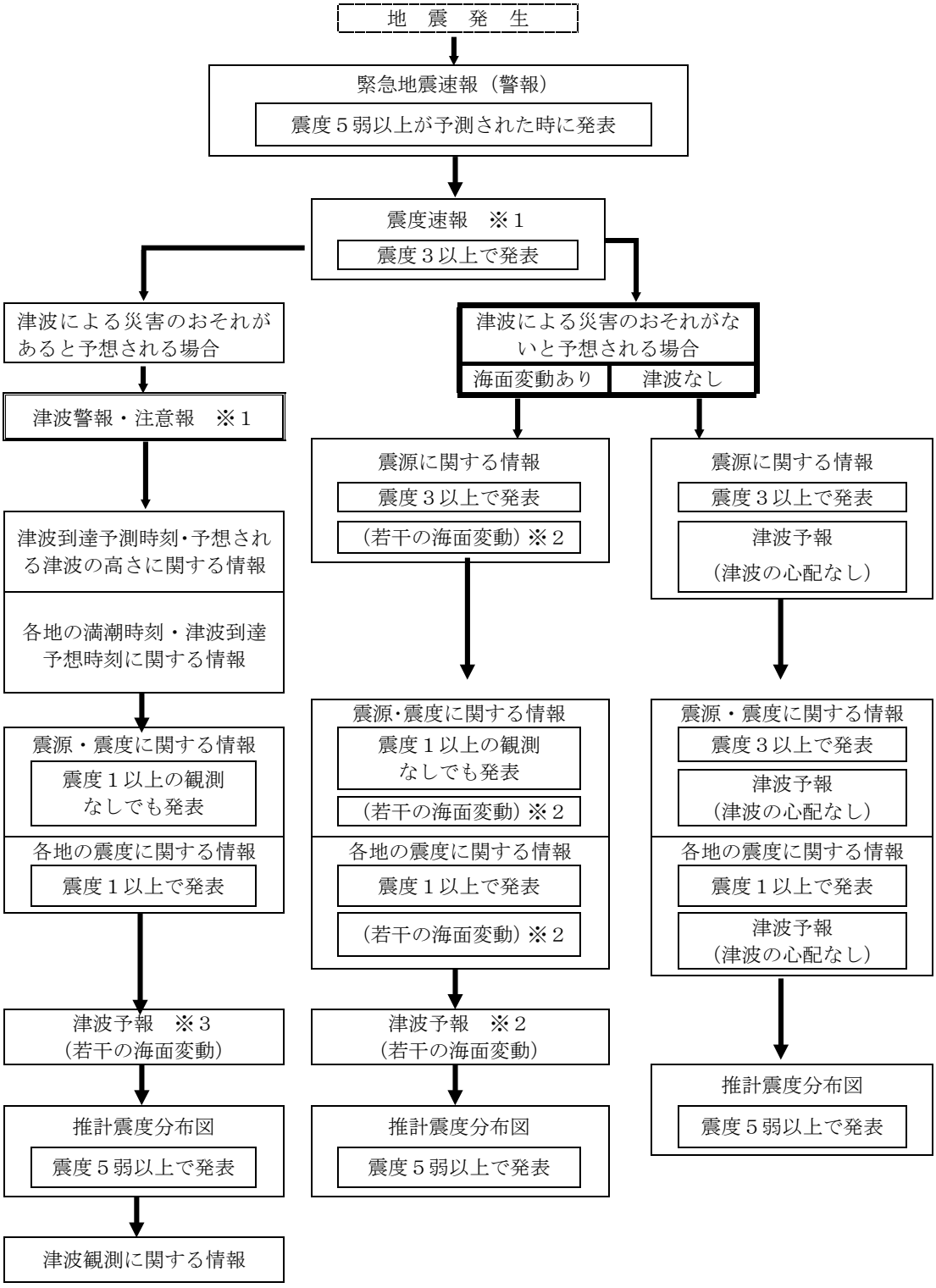

※１　津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。

※２　地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区を発表する。

※３　津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で、海面変動が予想される津波予報区に発表する。

３　地震等の伝達経路

⑴　広島地方気象台は、地震に関する情報を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。

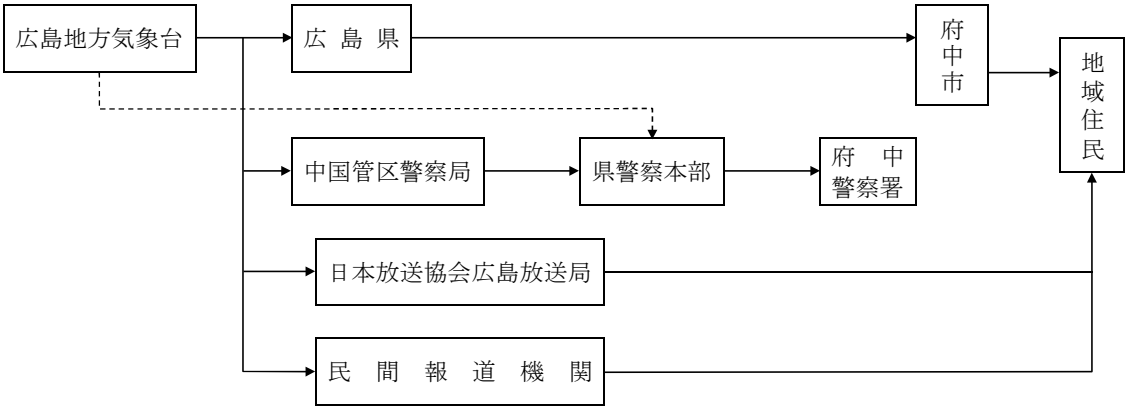

（注）　１　広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は防災情報システム専用線、破線は専用線以外の副次的な伝達経路である。（副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報システムをいう。）

２　民間報道機関は、中国放送、広島テレビ放送、広島ホームテレビ、テレビ新広島、広島エフエム放送、中国新聞である。

⑵　市の措置

ア　受領担当

県等の関係機関からの地震情報等の通知は、本部班において受領する。

イ　住民等への周知

市は、必要により市防災行政無線等を活用して、速やかに正確な地震情報、とるべき必要な措置等について住民や関係団体等に周知する。

ウ　関係機関との連絡体制

市は、常に広島県総合行政通信網やラジオ、テレビ等に注意するとともに、関係機関と密接な連絡をとり、事後の情報の把握に努める。

エ　勤務時間外の措置

勤務時間外に、県等からの地震情報等の通知は、宿日直者が受領し、総務課長を始め関係部課長に連絡する。

第３項　住民等の避難誘導に関する計画

第１　方針

地震により、建築物、工作物の破損や広範囲な火災、がけ崩れ、土石流等が発生した場合には、市長又はその他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

特に、市長は、災害発生時において適切な措置をとるため、あらかじめ定める避難場所について平素から住民への周知徹底を図るとともに、住民を含めた訓練に努めることとする。

この計画では、避難勧告又は指示、避難誘導について定める。

第２　避難の勧告又は指示

１　勧告又は指示する者

避難の措置の実施責任者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の勧告又は指示を行う。

⑴　市長の措置

ア　市長は、火災、がけ崩れ、土石流等の事態が発生し、又は発生のおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに立ち退きの避難勧告又は避難指示（緊急）を発令する。

なお、避難勧告又は避難指示（緊急）を発令したときは、速やかに、その旨を知事に報告する。

イ　地震の発生により、降雨等による二次災害のおそれのある地域については、雨量・水位等による避難勧告等を発する基準を設けておく。

⑵　警察官の措置

警察官は、地震災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市長が措置を行ういとまがないとき又は市長から要請があったとき、若しくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示する。

⑶　自衛官の措置

ア　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立ち入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

イ　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときに限り、危険な場所にいる住民に避難の指示をすることができる。

⑷　知事又はその命を受けた職員

ア　知事又はその命を受けた職員は、洪水又は地すべりの危険が著しく切迫していると認めるときは、危険な地域の住民に対し、立ち退きを指示する。

イ　災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき避難の勧告又は指示等の措置の全部又は一部を知事が代わって実施しなければならない。

２　避難勧告等の内容

市長等避難勧告等を発令する者は、次の内容を明示して実施する。

⑴　避難対象地域

⑵　避難勧告又は避難指示（緊急）の発令理由

⑶　避難先及び避難経路

⑷　避難の方法及び携行品

⑸　その他必要な事項

３　住民への周知及び関係機関への連絡

避難の勧告又は指示をした者又は機関は、速やかに当該地域の住民に対して、その内容を周知するとともに、関係各機関に対して連絡する。

⑴　住民への周知徹底

避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容を防災行政無線（同報系）、全国瞬時警報システム（Ｊ-ＡＬＥＲＴ）、広報車等の利用及び消防団員の協力、テレビ（ＣＡＴＶ含む）、ラジオ、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む）、ワンセグ、インターネット、アマチュア無線など、情報の受け手に応じて多種多様な広報媒体を通じ又は直接住民に伝達する。また、必要に応じて関係防災機関及び自主防災組織等の協力を得て、周知徹底を図る。この場合において、高齢者や障害者等の災害時要援護者となりうる者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。

⑵　関係機関との相互連絡

市、県、府中警察署及び自衛隊は、避難の措置を行ったときはその内容について相互に連絡通報する。

４　防災上重要な施設の避難対策

病院、学校、旅館、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難勧告又は避難指示（緊急）を発令した場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

保育所、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

⑴　学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

⑵　病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団的に避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

第３　避難場所・避難路の選定

市長は、避難場所・避難路を選定するについては、避難場所・避難路の周辺にがけ崩れ、液状化、浸水及び大火による輻射、工場等の爆発等の危険がなく、地震時においても避難住民の安全が十分に保てると認められるものとしなければならない。また、選定した避難場所・避難路について、平素から広報等により住民への周知徹底を図ることとする。

１　避難場所・避難路の定義

避難場所・避難路の定義は、おおむね次による。

⑴　避難場所

ア　広域避難場所

広域避難場所とは、地震時に周辺地区からの避難者を受入れ、地震後発生する市街地火災や津波から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地、学校のグラウンド等をいう。

イ　一時避難場所

一時避難場所とは、広域避難場所へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所とし、集合した人々の安全がある程度確保されるスペースを持ち、また、ボランティア等の活動拠点となる公園、緑地、学校のグラウンド、団地の広場等をいう。

⑵　避難路

避難路とは、避難場所へ通じる道路又は緑道であって、避難圏域内の住民を当該避難場所へ迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう。

２　避難場所・避難路の選定基準

避難場所・避難路の選定基準は、おおむね次による。

⑴　避難場所

ア　広域避難場所

(ｱ)　総面積10ha以上の公園、緑地、グラウンド、校庭、公共空地等で、周辺家屋の密集度、火災延焼の可能性、危険物の有無等を考慮し、市街地火災からの輻射熱に対して安全な面積を確保すること。

また内部には、避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が存在しないこと。

(ｲ)　受入れ人口は、広域避難場所の形状、避難滞在期間、避難時の行動など利用形態等を勘案して、安全な面積に対し１人当たり１㎡を確保して算定すること。

(ｳ)　広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の２％未満であり、かつ、散在していること。

(ｴ)　大規模ながけ崩れ、地すべりや浸水又は液状化などの危険がないこと。また、余震等による建築物の二次被害のおそれがないこと。

(ｵ)　純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率５％程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れていること。

イ　一時避難場所

(ｱ)　学校のグラウンド、神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等で、集合する避難者の安全がある程度確保されるスペースを有すること。

(ｲ)　一定の地域単位に臨時応急的に集団を形成するので、集合する人々の生活圏と関連した場所であること。

(ｳ)　短時間にかつ容易に避難できる場所であること。

⑵　避難路

ア　避難路は、避難場所に通じる道路又は緑道であること。

イ　避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずること。

ウ　避難路の幅員は原則として15m以上とすること。ただし、これに該当する道路がない場合は、おおむね８m以上の幅員を有する道路を選定すること。（避難住民の安全性を確保するため、幅員が

15～10mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。）

また、地域の実態によっては、幅員が上記基準に満たない場合でも、安全な道路を避難路として選定すること。

エ　避難路は、相互に交差しないこと。

オ　避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とすること。

カ　地震災害時に一部不通となる場合に備え、代替の避難路にも配慮すること。

資料編　○指定緊急避難難場所一覧　　Ｐ.762

第４　避難の誘導

１　避難誘導に当たる者

⑴　市職員、警察官、消防職員、消防団員その他の避難措置の実施者

⑵　自主防災組織のリーダー等

２　避難誘導の方法

⑴　避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。

なお、市長は、あらかじめ選定した避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

⑵　避難は幼少児、高齢者及び障害者を優先する。

⑶　高齢者、障害者等自力で避難の困難な者に関しては、事前に援助者を決めておく等の避難行動要支援者避難支援プラン（全体・個別計画）を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

⑷　避難の勧告又は指示に従わない者については､極力説得して任意に避難するよう指導する。

⑸　避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

３　再避難の措置

誘導に当たる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる。

第３節　災害発生後の応急対策

第１項　災害情報計画

第１　方針

この計画は、市域内に地震が発生した場合において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地震に関する情報、その他災害に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

第２　地震災害情報の収集伝達手段

市における地震災害情報の収集及び伝達手段は、次のとおりである。

1　地震災害情報の収集手段

⑴　住民からの電話、ファクシミリ、口頭による情報

⑵　広報車等による巡回

⑶　市防災行政無線による収集

⑷　府中消防署、府中警察署からの電話、ファクシミリ等による通報

⑸　その他地元関係機関からの電話、ファクシミリ等による通報

⑹　市内郵便局からの情報

⑺　タクシー会社等無線施設所有者からの情報

⑻　地元アマチュア無線のボランティアの活用

⑼　マスコミの報道

⑽　県震度情報ネットワークシステムの活用

⑾　県防災情報システムの活用

2　関係機関への伝達手段

⑴　電話、ファクシミリ、口頭による伝達

⑵　市防災行政無線の活用

⑶　県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用

⑷　コミュニティＦＭ、ＣＡＴＶの活用

⑸　登録制メール、緊急速報メールの活用

⑹　アマチュア無線のボランティアの活用

3　その他の収集伝達手段

パソコン通信やインターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

第３　地震災害情報の収集伝達経路

1　通常の場合（県災害対策本部が設置されていない場合）の経路

⑴　災害の予防、未然防止又は拡大防止のための情報

市は、災害対策基本法第54条第４項の規定により、災害が発生するおそれのある異常な現象について通報を受けた場合は、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。また、緊急な対応を要する場合は、同時に東部建設事務所に通報する。

⑵　災害応急対策責任者との相互の被害状況の情報交換

市は、他関係機関の災害応急対策責任者と連携して、災害に関する情報の収集に努めるとともに、災害に関係のある事故又は情報を知ったとき及び自己の管理する施設が被害を受けたときは、被害の状況及びその災害に対してとった措置をできるだけ相互に通報しあう。

⑶　災害に関する民間団体への通知

市は、必要と認めたときは関係のある民間団体へ通知する。

2　県災害対策本部が設置された場合の経路

県災害対策本部（情報連絡班）が設置された場合の災害情報の収集伝達は、次の経路によ

って行うものとする。

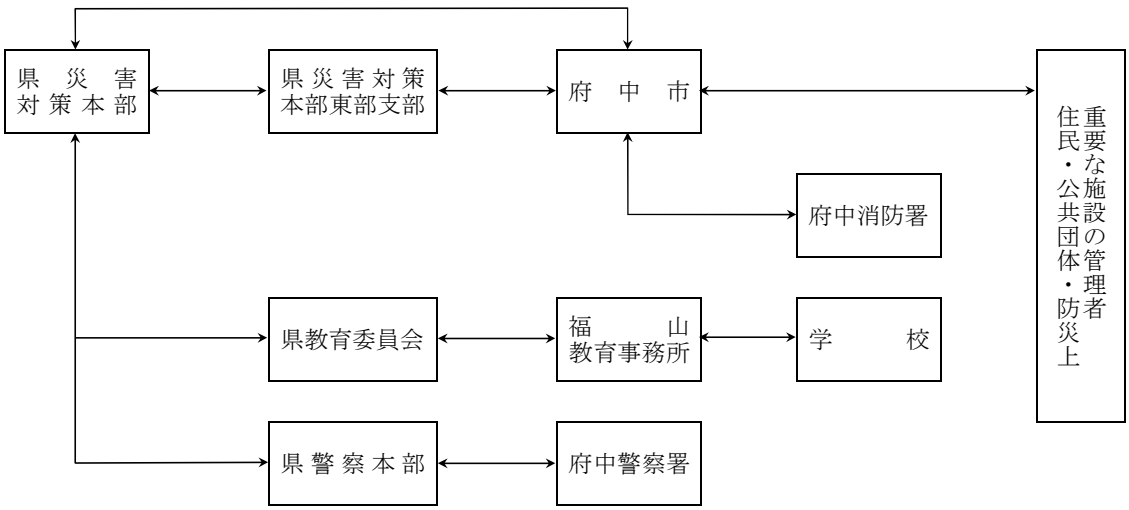

第４　地震災害発生及び被害状況報告・通報

地震災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、市は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに実施する。

なお、市からの報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して行う。

また、市は、地震発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。おって、報告は県へ行うことを原則とするが、市域内で震度５強以上を記録したものについては、直接、消防庁へも報告することとする。

県に報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣（消防庁）へ報告するものとする。

市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

１　災害発生報告等の庶務

災害発生報告、被害状況報告に係る事務は、総務部本部班が担当する。

２　災害発生報告

応急対策実施のため、災害対策基本法第53条第１項の規定に基づき、災害発生状況の迅速な把握を主眼として、次により県に報告する。

⑴　伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。（県が災害対策本部を設置していない場合は、「県災害対策本部」は、「県危機管理監」と読み替える。）

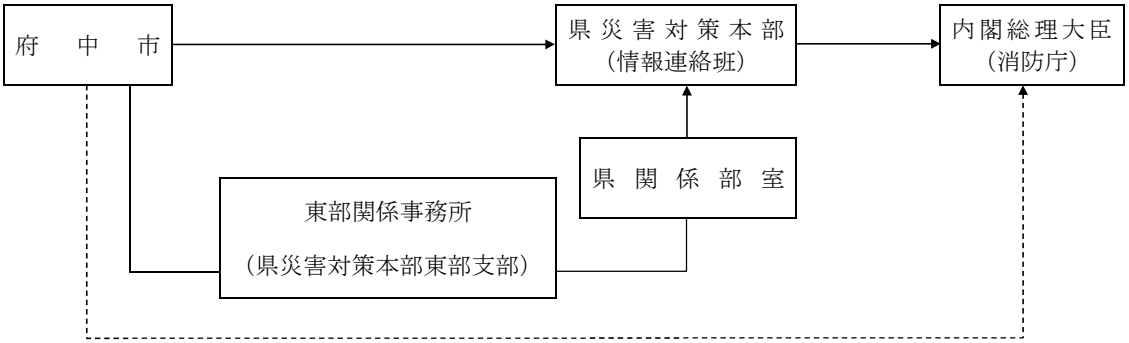

（県に報告できない場合）

［内閣総理大臣への報告先］

区分 / 回線別		平日（９：30～18：15） ※　応　急　対　策　室	左　記　以　外 ※　宿　直　室
ＮＴＴ回線	電　話	03―5253―7527	03―5253―7777
	ＦＡＸ	03―5253―7537	03―5253―7553
地域衛星通信ネットワーク	電　話	内線指定81―048―500―90―49013	内線指定81―048―500―90―49101～49103
	ＦＡＸ	内線指定81―048―500―90―49033	内線指定81―048―500―90―49036

⑵　地震災害発生報告の様式

地震災害発生報告は、報告の迅速かつ的確を期すため、資料編掲載の「災害発生報告」をもって行う。

⑶　消防機関への通報が殺到した場合の報告

地震等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市は直ちに総務省消防庁及び県に対し報告するものとする。

この場合、即報の迅速性を確保するため、市から直接、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告するものとする。

⑷　県に報告することができない場合の災害発生の報告

県に報告できない場合の災害発生の報告先は、内閣総理大臣（消防庁）とする。

なお、県と連絡がとれるようになった後については、県に対して報告を行うものとする。

資料編　○災害発生報告　　Ｐ.875

３　被害状況の報告及び通報

市長（本部長）は、関係法令等の規定に基づき、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるに必要な被害状況を把握することを主眼として、次により関係機関に被害状況を報告及び通報する。

⑴　伝達経路

被害状況報告及び通報は、次の経路により行う。

（県に報告できない場合）

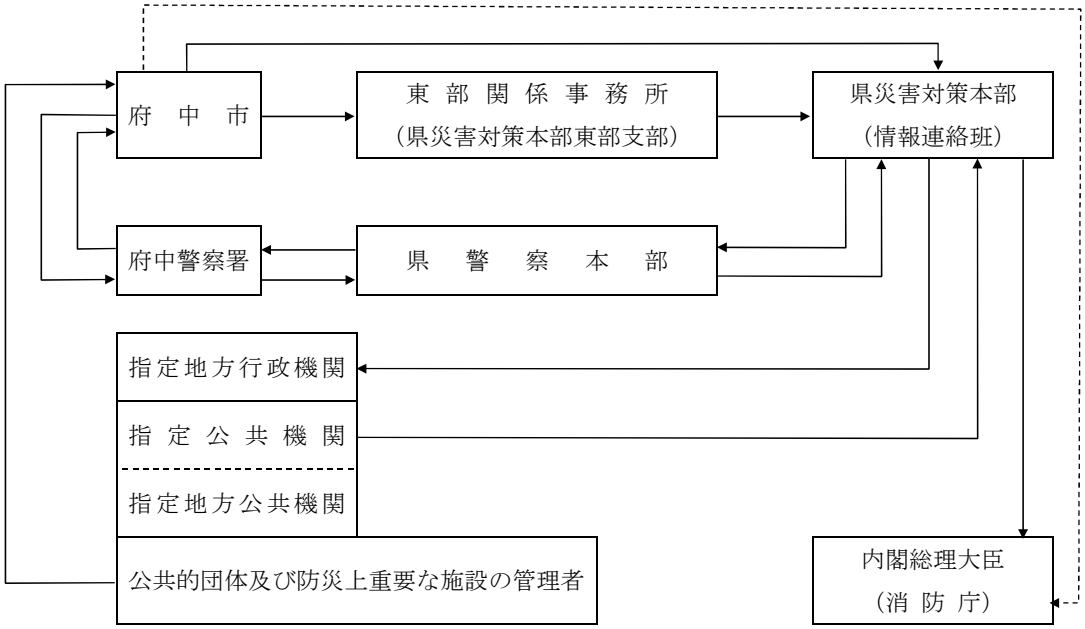

⑵　被害状況の報告等

人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

資料編　○被害総括表　　Ｐ.876

⑶　県に報告することができない場合の被害状況の報告先は、内閣総理大臣（消防庁）とする。

なお、県と連絡がとれるようになった後については、県に対して報告を行うものとする。

⑷　人の被害についての即報

市が、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システムを利用して、速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は県危機管理監）に伝達する。

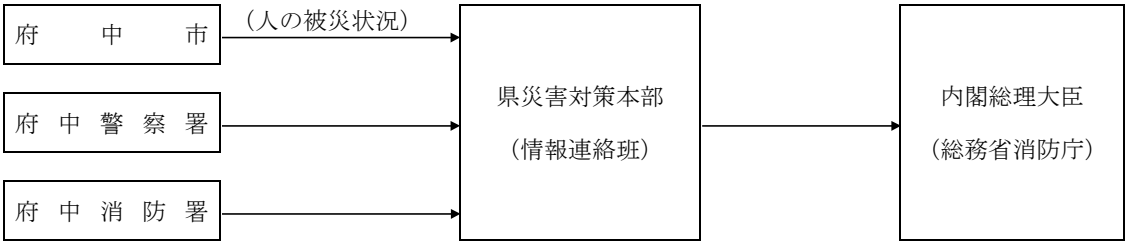

⑸　被害程度の判定基準

被害程度の判定は、災害応急対策の実施に重大な影響を及ぼすものであるから、適正に行うよう努めるものとし、その基準は資料編に掲げるとおりである。

資料編　○被害程度の判定基準	**Ｐ.878**

第２項　通信運用計画

基本編第３章第３節第２項「通信運用計画」を準用する。

第４節　ヘリコプターによる災害応急対策計画

基本編第３章第４節「ヘリコプターによる災害応急対策計画」を準用する。

第５節　災害派遣・広域的な応援体制

基本編第３章第５節「災害派遣・広域的な応援体制」を準用する。

第６節　救助・救急、医療及び消火活動

第１項　救出計画

第１　方針

地震による家屋等の崩壊、がけ崩れ等により多数の要救出者が発生した場合には、市は県、府中警察署及びその他の防災関係機関等と相互に協力し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

なお、被災現地においては、原則として、市長が、救出活動の指揮をとるものとする。

第２　救出活動

１　市

⑴　府中消防署、消防団員等による救出隊を編成するとともに、救出に必要な車両舟艇、特殊機械器具その他の資機材を調達し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

⑵　市による救出が困難なときは、速やかに府中警察署に連絡し、合同して救出に当たる。

⑶　前項によってもなお救出が困難であり、かつ、救出作業に必要な車両舟艇、特殊機械器具等の調達を要するときは、原則として次の事項を示して県及び他の市町に応援を要請し、必要な場合には、県に対して自衛隊の派遣を要求する。なお、原則として文書により行うこととなるが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

明　示　事　項

ア　災害の状況及び応援を必要とする理由
イ　応援を必要とする期間
ウ　応援を必要とする人員、車両舟艇、特殊機器、航空機その他資機材の概数
エ　応援を必要とする区域及び活動内容
オ　その他参考となるべき事項

なお、自衛隊への派遣要請については、基本編第３章第６節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

⑷　救護機関及び府中警察署と連携協力し、負傷者の救護搬送等の応急措置を行う。

２　自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所等は、次により自主的に救出活動を行うものとする。なお、市は、自主防災組織及び事業所等に対して、平素から自主的な救出活動に関する啓発を行うものとする。

⑴　自主防災組織及び事業所内の被害状況を調査し、要救出者等の早期発見に努める。

⑵　要救出者等を発見した場合は、迅速に救助活動を開始するとともに、府中消防署又は府中警察署等に連絡し、早期救出に努める。

⑶　市、府中消防署、府中警察署と可能な限り、連絡をとり、その指導を受けるものとする。

第３　部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応

じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第２項　医療、救護計画

第１　方針

市は、地震が発生した場合、県、国、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、府中地区医師会、広島県医師会等各関係機関と相互に協力して迅速かつ的確に医療（助産を含む。以下同じ。）救護活動を実施する。

なお、この計画に定めのない事項は、基本編第３章第15節「医療救護・助産計画」の定めるところによるものとする。

第２　災害時における実施責任者及び実施内容

【第Ⅰステージ（災害発生直後の被災地域及び避難所開設時の支援）】

⑴　市

ア　市長は、地震災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、府中地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。

イ　市の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。

ウ　災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第１３条及び同法施行令第１７条の規定により知事が委任した場合は、市長が実施責任者となる。

⑵　府中地区医師会

市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。また、必要に応じて公衆衛生活動に協力する。

【第Ⅱステージ（被災地の医療機関、避難所の支援）】

⑴　市

ア　市長は、災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、府中地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。

イ　市の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。

ウ　災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第１３条及び同法施行令第１７条の規定により知事が委任した場合は、市長が実施責任者となる。

⑵　府中地区医師会

市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。また、必要に応じて公衆衛生活動に協力する。

第３　医薬品・医療資機材（以下「医薬品等」という。）の確保

１　震災発生後初期段階への対応

市は、家屋倒壊等による負傷者を想定して、平常時から包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療薬等の確保に努めるものとする。

備蓄医薬品、医療資機材の管理については、備蓄先医療機関、府中地区医師会又は県医師

会等に協力を依頼するものとする。

２　震災発生後中期以降への対応

避難場所の被災者に対するいわゆる家庭の常備薬（風邪薬、胃腸薬、解熱鎮痛剤等）等については、県薬剤師会、県医薬品卸協同組合等の協力により、流通時等の在庫を供給源とする。

市は医療救護活動に必要な医薬品等に不足が生じた場合、県に関係業者等からの調達を要請する。

第４　救急搬送の実施

１　負傷者の医療機関への搬送は、原則として市が実施する。

２　救護所から医療機関へ搬送する場合で、市が対処できない場合は、県、日本赤十字社広島県支部及びその他の関係機関に応援を要請する。

３　緊急に特別な治療を要する傷病者の搬送は、防災関係機関の所有するヘリコプター等により行う。

４　迅速・的確な救急救命措置を講じるための医師と救急救命士の連携体制を構築する。

第５　救護所設置の広報

市は救護所を開設した場合、速やかに県災害対策本部に報告するとともに、住民に救護所開設の広報を行う。

第６　部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第３項　消防計画

第１　方針

市は、地震発生時における出火防止、初期消火及び延焼阻止等の消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、平素から地域住民による自主防災組織の育成・指導を行うとともに、府中消防署と連携して消防機関の活動体制及び消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、基本編第３章第16節「消防計画」の定めるところによるものとする。

第２　消防活動体制の整備

１　市は、府中消防署と連携して大地震発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ住民・自主防災組織・事業所等に周知しておくこととする。

⑴　出火防止及び初期消火

住民・自主防災組織・事業所等は、自らの生命、身体及び財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

⑵　火災の拡大防止

火災が発生したときは、住民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限りの消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に、危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

２　市は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

⑴　地震発生直後の消防職員・団員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

⑵　地震発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

⑶　地震発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

⑷　地震発生時には、水道管の破損や停電等による長時間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

第３　消防活動

１　火災発生状況等の把握

市は、消防団員を指揮し、また自主防災組織等から市域内の消防活動に関する次の事項について情報を収集し、府中消防署及び府中警察署と相互に連絡を行う。

⑴　延焼火災の状況

⑵　自主防災組織の活動状況

⑶　消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路

⑷　消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

２　消防活動の留意事項

市は府中消防署、消防団と連携して、次の事項に留意して活動する。

⑴　延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

⑵　多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

⑶　危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

⑷　救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

⑸　要救助者の救助救出と負傷者に対する応急措置を行い、医療機関等へ救急搬送する。

⑹　自主防災組織が実施する消火活動や救出活動等との連携、指導を図る。

第４　事業所等の活動

市は、府中消防署と連携して、事業所等に対し、次の措置を講ずるよう指導するものとする。

１　火災予防措置

ＬＰガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

２　火災が発生した場合の措置

⑴　事業所等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

⑵　必要に応じて、従業員、顧客等の避難誘導を行う。

３　災害拡大防止措置

ＬＰガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

⑴　周辺地域の居住者等に対し、避難の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

⑵　警察及び消防機関等関係防災機関へ速やかに状況を連絡する。

⑶　立入禁止等の必要な措置を講ずる。

第５　部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第４項　水防計画

第１　方針

地震が発生した場合には、堤防に亀裂が生じ、水門、樋門、ダム及びため池等が損傷あるいは破損するおそれがあるため、これらの施設の管理者は震災時には防災関係機関と相互に協力し、速やかに応急対策を実施する。

第２　応急対策

１　河川、ダム、ため池等の管理者

⑴　地震の発生に起因して堤防、ダム、ため池等の破損による洪水の来襲が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し、水防法（昭和24年法律第193号）第22条による避難のための立退きの指示を行う。

なお、水防管理者が立退きの指示を行う場合は、府中警察署長に通知する。

⑵　河川、ダム、ため池、水門及び樋門等の管理者は、地震発生後、直ちに所管施設の被害状況を点検把握し、応急措置を講ずる。

また、速やかに被害状況、措置状況等の状況を関係機関に連絡する。

２　水防管理団体

水防管理団体たる府中市は、地震発生後直ちに区域内の河川、ダム、ため池等を巡視するとともに、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を講ずるよう求めるものとするが、緊急を要する場合には、樋門等の操作その他適宜に水防活動を行う。

３　水防活動の応援要請

⑴　水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者に対し応援を要請する。

⑵　水防管理者は、必要があるときは、警察官の出動を求める。

第５項　危険物等災害応急対策計画

基本編第３章第６節第５項「危険物等災害応急対策計画」を準用する。

第７節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第１項　交通確保対策計画

基本編第３章第７節第１項「交通確保対策計画」を準用する。

第２項　輸送計画

第１　方針

地震が発生した場合には、市は、災害応急対策の実施に必要な要員、資機材等の輸送を、各機関の保有する車両、船舶、航空機等又は運送業者等の保有する車両、航空機等の調達により実施し、緊急輸送体制を確保する。

第２　緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲

緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲は、次のとおりとする。

１　被災者

２　災害対策要員

３　救助用物資・資機材

４　救急医薬品、緊急医療用水、衛生材料及び医療用具

５　食料、飲料水、生活必需品等

６　応急復旧用資機材

７　その他必要な人員、物資等

第３　輸送車両等の確保

１　市は、あらかじめ定める震災時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保する。

２　市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項から、必要な項目を明示して他の市町又は県に斡旋を要請する。

⑴　輸送区域及び借り上げ期間

⑵　輸送人員又は輸送量

⑶　車両等の種類及び台数

⑷　集結場所及び日時

⑸　車両等の燃料の給油場所及び給油予定量

⑹　その他必要事項

第８節　避難生活及び情報提供活動

第１項　避難対策計画

第１　方針

地震により、建築物、工作物の破損や広範囲な火災、がけ崩れ、土石流等が発生した場合には、市長又はその他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

この計画では、指定避難所の運用について定める。

第２　指定避難所の開設

１　指定避難所の管理運営

避難所の運営に当たっては、市、自主防災組織、ボランティア団体、その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。また、市は避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。

特に、市はあらかじめ指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、町内会や自主防災組織と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築に努める。自主防災組織等とも連携して、円滑な指定避難所の運営に努める。また、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するとともに、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。

なお、市は県と連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務としては、次の点に留意する。

⑴　情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関に連絡する。

⑵　食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、指定避難所の心身の健康の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

⑶　避難の長期化等必要に応じて、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努める。

⑷　指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。

⑸　避難行動要支援者用の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じて福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

⑹　指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。

⑺　必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

２　広域的避難

災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、本市外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への受入れ等が必要であると判断した場合には、県に広域避難受入れに関する支援を要請するものとする。

３　市が指定避難所を開設したときは、次の事項について、県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は、本部情報連絡班）に報告する。

⑴　開設の日時

⑵　開設の場所

⑶　受入れ人員

⑷　開設期間の見込み

⑸　その他必要と認められる事項

第３　避難行動要支援者の避難等

市は避難行動要支援者及び災害発生後援護が必要となる者が指定避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、避難場所として宿泊施設を借上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

要配慮者の避難等の措置について、本市のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、本市外の社会福祉施設等へ避難させる。

第４　帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した

場合、住民等への広報を行うとともに、必要に応じ、一時滞在施設等への避難誘導を行うものとする。

第２項　広報・被災者相談計画

基本編第３章第８節第２項「災害広報・被災者相談計画」を準用する。

第３項　住宅応急対策計画

第１　方針

基本編第３章第14節「住宅応急対策計画」の定めによるが、特に、大規模地震が発生した場合に、余震等に伴う倒壊等の二次災害の防止を図るため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定について定めるものとする。

第２　被災建築物応急危険度判定

多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「建築判定」という。）を実施する。

また、実施のための必要な事前準備を行う。

１　事前対策

⑴　市長は、的確な建築判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

ア　建築判定実施の決定と被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「建築判定実施本部」という。）の設置

イ　建築判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請

ウ　建築判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

エ　応急危険度判定士及びその他判定業務従事者（以下「建築判定士等」という。）の確保、建築判定の実施体制等

オ　建築判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

カ　建築判定資機材の調達、備蓄

キ　その他必要な事項

⑵　市は県と連携して、建築に関する講習会を開催し、建築判定士の養成に努めるとともに、必要な判定用資機材を備蓄する。

２　建築判定実施の事前準備

⑴　市長は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。

⑵　市は、地震被害に備え、建築判定実施本部をあらかじめ整備しておく。

３　応急危険度判定の実施

⑴　市長は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、建築判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。また、建築判定のための支援を知事に要請することができる。

⑵　市は、県及び建築関係団体等の協力を得て必要な建築判定士等の速やかな確保に努める

ものとする。

⑶　市は、建築判定の実施の決定後速やかに、建築判定士等の食料の準備、建築判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

４　県と市間の連絡調整等

⑴　市は、建築判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに連絡するものとする。

⑵　建築判定実施本部は、知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

第３　被災宅地危険度判定

大地震により多くの宅地が被害を受けた場合、その後の余震により宅地の崩壊等による人的被害の発生を防止するため、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

また実施のための事前準備を行う。

１　事前対策

⑴　市は、的確な宅地判定を実施するため次の事項についてあらかじめ定めておく。

ア　宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置

イ　宅地判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請

ウ　宅地判定実施方法の決定等の基準

エ　初動体制整備のための被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の養成、確保

オ　宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

カ　判定資機材の調達、備蓄

キ　その他必要な事項

⑵　市は県と連携して、宅地判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努めるとともに、必要な判定用資機材を備蓄する。

２　宅地判定実施の事前準備

⑴　市長は、広島県土砂災害危険箇所図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備しておく。

⑵　市長は宅地判定実施本部をあらかじめ準備しておく。

３　宅地判定の実施

⑴　市長は、大地震の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断したときは、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。また、市長は、宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。

⑵　被災の規模等により市が宅地判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事が、宅地判定の実施に関し必要な措置を講じる。

⑶　市は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。

４　県と市間の連絡調整

⑴　市は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。

⑵　宅地判定実施本部は、宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し速やかに報告するものとする。

第９節　救援物資の調達・供給活動

第１項　食料供給計画

第１　方針

基本編第３章第９節第１項「食料供給計画」に定めるとおりとするが、大規模地震発生時に被災者に対して基本的な生活を確保するため、関係団体等の協力を得て、被災者の食料及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、迅速かつ円滑な供給活動を行うものとする。

なお、被災者の健康状態や災害時要援護者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、栄養管理に配慮して食料供給等を行う。

第２　食料、生活必需品等の供給

市は、あらかじめ定めた供給計画に基づき、市内業者等より調達した食料を被災者等に供給するものとする。

第３　救援物資の集積及び供給

被害が甚大なため、救援物資による供給を行う場合は、次により実施するものとする。

１　救援物資の集積場所

調達した物資又は県等から配給等される救援物資の集積場所は、資料編に掲げるとおりである。

資料編　○救援物資集積場所	**Ｐ.773**

２　救援物資の供給

⑴　物資等の調達、仕分け、配送等は、次の区分により行う。

調　達　等　の　内　容	担　当　部
市有車両の確保及び緊急車両の調達	福祉班
調達・救援物資の仕分け、配分	福祉班、経済班
主食及び食料品の調達	経済班
生活必需品、燃料等の調達	経済班
炊き出し	社会班

⑵　物資が大量であり、かつ迅速な処理を必要とする場合は、他部の職員、自主防災組織及びボランティア等の協力を得て行うものとする。

食　料　の　供　給　フ　ロ　ー

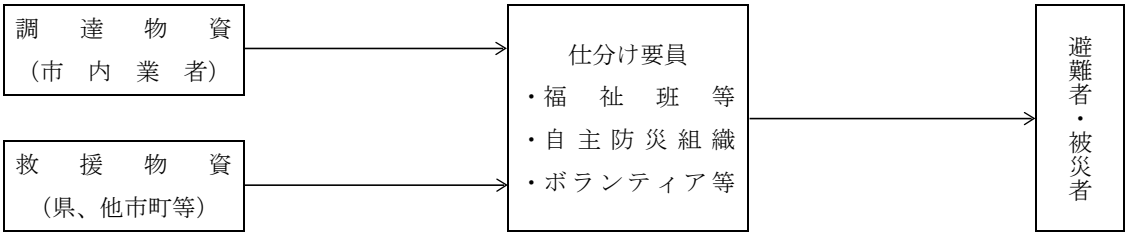

第２項　給水計画

第１　方針

地震災害により水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたため、飲料水を得ることができない者に対し、市は飲料水の確保及び供給に努めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、基本編第３章第９節第２項「給水計画」の定めるところによる。

第２　事前対策

水道事業者及び水道用水供給事業者は、地震災害時に備えて、浄水場、幹線管路等基幹施設の耐震化、老朽管路の更新、バックアップ機能の強化等水道施設の耐震性向上に努めるとともに、緊急時の給水を確保するための配水池の増強や応急給水拠点の整備等水道システム全体としての安定性の向上に努めるものとする。

また、地震災害が発生したとき、迅速に応急給水、応急復旧が実施できるよう、その手順や方法等を明確にした計画の策定及び訓練の実施、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努めるものとする。

なお、医療機関等に対する緊急時の給水については、十分配慮しておくものとする。

第３項　生活必需品等供給計画

基本編第３章第９節第３項「生活必需品等供給計画」を準用する。

第４項　救援物資の調達

第１　目的

大規模な災害が発生し、市単独での物資の確保が困難な場合には、県に対し、県の備蓄物資の供給を要請する。

第２　物資の調達及び受入れ体制

１　被災者に速やかに物資を供給することができるよう、避難所等での分散備蓄や救援物資輸送拠点の複数箇所の選定に努めるものとする。

２　物資の調達が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

３　救援物資の受入窓口をあらかじめ定めるとともに、県、事業者との間で救援物資輸送拠点の情報共有に努める。

第１０節　保健衛生・防疫、遺体の処理に関する活動

第１項　防疫計画

基本編第３章第10節第１項「防疫計画」を準用する。

第２項　遺体の捜索、取り扱い、埋葬等計画

基本編第３章第10節第１項「遺体の捜索、取り扱い、埋葬等計画」を準用する。

第１１節　応急復旧、二次災害防止活動

第１項　公共施設等災害応急復旧計画

第１　公共施設等の応急復旧活動

震災によって被害を受けた公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じるとともに、応急対策の円滑な実施に支障ないように努める。

また、次表に掲げる避難所やヘリポート等防災上重要な拠点となる施設の管理者は、震災により施設に被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

防災活動拠点	施設名	管理担当部
災害対策活動拠点	府中市役所	危機管理監
避難対策拠点	資料編参照	危機管理監、教育部
救援物資集積拠点	府中市立総合体育館	危機管理監、総務部
輸送拠点（ヘリポート）	資料編参照	総務部、教育部

第２　道路等の応急復旧活動

道路、橋梁等の管理者は、震災により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急交通路を早急に確保するため、沿道等の応急復旧計画と調整の上、応急復旧工事を実施する。

第３　治水施設等の応急復旧活動

１　河川

河川管理者は、震災により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

２　砂防設備等

市は、県と協力して、砂防設備等の損傷や地すべり、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、

二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

第４　治山施設等の応急復旧活動

市は、県と協力して、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

第５　その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

第６　住民への広報活動

市、県及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、住民に対し広報する。

第２項　電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画

第１　方針

電力施設、ガス施設、水道施設及び下水道施設の復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、震災時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。

第２　電力施設の応急対策

１　実施責任者

中国電力株式会社

２　震災時における危険防止措置

震災時において送電又は配電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電又は配電の遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

３　復旧方針

復旧に当たっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先するとともに、需要者に対する復旧に当たっては、次の需要者の復旧を優先させる。

⑴　人命救助に関わる病院

⑵　災害復旧の中枢となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信、報道等の機関

⑶　被災者受入れ施設（学校など避難場所や避難所に指定された施設）

４　要員及び資機材等の確保

⑴　復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

⑵　復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施するものとし、不足する場合は他の事業所等に融通を依頼する。

5　広報サービス活動の実施

停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信、防災無線の活用及び広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

第３　ガス施設の応急対策

1　実施責任者

一般ガス事業者

2　情報の収集

地震計による地震の強さ、テレメータによる主要導管の圧力変化、移動無線車及び事業所等の情報に加え、関係機関からの情報を得て総合的に被害状況を把握する。

3　二次災害発生の防止

ガス施設の損傷によって、二次災害の発生が懸念される場合には、ブロック化された導管網を用い、他地域の供給を維持しながら、被害を受けた地域のガス供給を停止する。

4　要員及び資機材等の確保

⑴　復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により他のガス会社へ応援を依頼する。

⑵　復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施する。不足する場合は、他の事業所等に融通を依頼する。

5　広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含みインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

第４　水道施設の応急対策

1　実施責任者

市（上水下水道課）

2　応急復旧対策

⑴　迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努める。

⑵　応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、県内の関連事業者、隣接市町又は県に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者へ応援を依頼する。

⑶　応急復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。

3　資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等は、可能な限り備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

第５　下水道施設の応急対策

１　実施責任者

市（上水下水道課）

２　広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を市防災行政無線、広報車等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

３　応急復旧対策

⑴　迅速に応急復旧が行えるように、あらかじめ。関係事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。

⑵　災害復旧に必要な要員は、被害状況に応じて確保するとともに、困難な場合には、県内の関連事業者、他自治体又は県に応援を要請し、必要に応じ、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

４　資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確保に努めるものとする。

第３項　廃棄物処理計画

基本編第３章第11節第２項「廃棄物処理計画」を準用する。

第１２節　自発的支援の受入れ

基本編第３章第12節第１項「ボランティアの受入れ等に関する計画」を準用する。

第１３節　文教計画

基本編第３章第13節「文教計画」を準用する。

第１４節　災害救助法適用計画

基本編第３章第14節「災害救助法適用計画」を準用する。

第４章　災害復旧計画

第１節　被災者の生活確保に関する計画

第１　方針

地震災害発生後、被災者がいち早く平常の生活ができるようにするためには、各種の支援策が必要である。ここでは、生活関連物資の安定供給、物価の安定対策及び災害弔慰金等の支給についての各種支援策を定める。

第２　生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

市は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のために次の措置を実施し、被災者の生活確保に努めるものとする。

１　価格及び需給動向の把握並びに情報の提供

２　関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力依頼

第３　被災者等に対する生活相談

市は、相談窓口を設置し、各種の要望、苦情等を聴取し、その解決を図る。また、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して早期解決に努める。

第４　災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第８号）及び災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年規則第２号）に基づき、市は、地震災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障害が生じた住民に対して災害障害見舞金を支給する。

第２節　被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画

基本編第４章第２節「被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画」を準用する。

第３節　激甚災害の指定に関する計画

基本編第４章第４節「激甚災害の指定に関する計画」を準用する。

第４節　救援物資、義援金の受入れ及び配分に関する計画

基本編第４章第５節「救援物資、義援金の受入れ及び配分に関する計画」を準用する。

第５節　施設災害復旧計画

基本編第４章第３節「施設災害復旧計画」を準用する。